

中央区農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

1 変更の概要

- (1) 変更種別：除外
 (2) 変更概要

付図 番号	除外箇所 (大字, 字, 地番)	除外前の 用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後 の用途
1	新潟市中央区長潟字本 村前 74 番 1 ほか 207 筆	農用地	法第 10 条第 3 項 非該当 具体的理由： 市街化区域に編入予定のため	163,589.64 m ² (田) 1,672.00 m ² (畑) 1,264.11 m ² (雑種地) 5,471.00 m ² (公衆用道路) 10,416.76 m ² (用悪水路)	事業用地
計	208 筆			182,413.51 m ²	

2 変更理由

【経済事情の変動その他情勢の推移】

中央区鳥屋野潟南部地区において、区画整理事業を実施するものである（市街化区域編入予定）。

当該地区は、本市の最上位計画である「新潟市総合計画 2030」において、「鳥屋野潟南部開発地区における住居・交流拡大ゾーンの開発促進に向けたスムーズな手続き、調整を行うなど、複合拠点としての整備を促進する」地区として位置付けられているとともに、新しい都市機能の導入などを主な目的とし、新潟県・亀田郷土地改良区・本市の三者（鳥屋野潟南部整備推進協議会）で平成元年から開発を推進してきている「鳥屋野潟南部開発計画」における住居・交流拡大ゾーンのうち、住居エリアに位置付けられている。

開発予定地は、農振農用地区域であり、集团的優良農地であるものの、昭和 45 年に東側が、平成 23 年に北側が市街化区域に編入されており、既成市街化区域に接している。また、西側及び南側は地域未来投資促進法による市街地開発を実施予定である。このため、四方を市街地に囲まれることとなり、周辺の農地から分断され、農業的土地利用において支障が生ずることが想定されることから、やむを得ず農用地区域から除外するものである。

3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの）

該当なし